

「滞納整理」に対する対策と法的根拠

茨商連・税対部

応能負担の原則を無視した課税制度の結果、生活費にまで課税され、「払いたくとも払えない」中小業者の営業と生活を守るための対策です。



1 滞納処分までの流れ

【大前提】…国民は納税の義務(憲法 30 条)があり、税額が発生した以上、納付期限内に納付する努力は必要です。

*税金には納付期限があります→納付期限を過ぎても完納できないと→滞納者

*滞納金を徴収するために定められた法律→国税徴収法(市税などにも適用)

◎徴収の優先権…原則的にすべての私債権より優先。

◎自力執行権…税務署や地方自治体は裁判所に申し立てをしなくとも債権取り立てができる。

納付期限→督促状→財産調査→差押え→換価

2 滞納は放置していると、いつかなくなってしまう

*とんでもありません。放置すればするほど延滞金が増え、本税を上回る事が多いのが実情です。早めの対策が必ず得をします。

*税務署は→大幅な機構改革で「徴収と調査」に特化し09年までに体制を整える。

*地方自治体は→交付金削減と税源移譲による改革がはじまり、独自の財源確保が求められ、徴収を強化しています。

3 「滞納者」であっても権利があります…07自主計算パンフ「10の対策」①

*憲法 11 条(基本的人権)、13 条(個人の幸福)、25 条(生存権)から…人間として当たり前の人権を保ち、誰もが幸せで、健康に生活するという生存権があります。

*いかに税金であってもその滞納処分によって滞納者の生存権を否定する生活に追い込むことはできませんし営業権を侵害する処分はできません。(憲法 29 条)

*納税の緩和措置があり、たとえ滞納者であっても権利があります。

4 滞納を覗かない。放置しない。支部役員・民商に相談しよう…「10の対策」②

*ついつい、督促状を放置しがちです…支部役員か民商に必ず連絡をしましょう。

*国税徴収法や地方税法…税金が納付期限までに納められないときは滞納処分のための法律があります。

*滞納者の資産状況把握の権限があり、財産価値が高く、すぐに換価(現金化)できる預金・給与・売掛金・生命保険などを差し押さえる傾向にあります。

5 督促状を甘く見ない!資産状況が把握され、差押えが多発…「10の対策」③

*滞納すると「自分が悪い・恥ずかしい」と思いがちです。払う意志があっても納付困難に陥るほど商売が悪化した原因は大きくは中小業者いじめの「構造改革」規制緩和が影響しています。

*消費税は転嫁できないとか、国保税は一律課税もあり担税力を超えている実態もありますので、一概に滞納者に全責任があるとはいえない。

*班会で助け合いの輪を拡げ、営業と生活の実態を数字でつかみましょう。

6 滞納してしまったときの法的活用…『納税の緩和制度』

*税金の納付や徴収を緩和する制度→納税緩和措置があります。この制度は納税者の事業を継続させるなかで国税・地方税の徴収を図る事が主旨です。(精解より)

1) 納税の猶予(国税通則法 46 条、地方税法 15 条 1)

2) 換価の猶予(国税徴収法 151 条、地方税法 15 条 5)

3) 滞納処分の停止(国税徴収法 153 条、地方税法 15 条 7)

7 地方税・国保税などでも徴収法の納税緩和制度を使えます

*地方税の市町村民税・固定資産税・国保税などの納税緩和措置は地方税法 15 条の「納税の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の執行停止」を活用します。

*地方税や国民健康保険税などは強制徴収手続きや滞納処分手続きに、「国税徴収法の規定する例による」などと準用されています。つまり、国税徴収法は地方税やその他税金の基本法的な地位にあります。(国保法

79条2、80条、地方自治法231条3)

*源泉徴収義務者も国税の納税者となるので、同様の措置を活用できます。(国税通則法2条5)

8 税金に困ったら「納税の猶予」の申請を……早めの対策……「10の対策」④

- 1) 税金を納める見通しがたなくなったら、まず「納税の猶予」の申請書を所轄の自治体や税務署から用紙をもらって提出する。
- 2) いつでも提出できます。
- 3) 申請を認めるかどうかは別として、申請書の受け取りを拒否はできません…これは私たちの当然の権利です。(通則法46条、地方税法15条1、国税庁の通達)
- 4) 「納税の猶予」の適用は国税も地方税も国保税なども要件は同じです。
- 5) 「納税の猶予」通知が出ます。それに対し「不服申し立て」も権利としてあります。(通則法48条、地方税法15条1)
- 6) 「納税の猶予」の期間は1年間です。再申請で2年間までできます。
- 7) 「納税の猶予」が認められれば、すでに差押えがあるときは申請により解除させることができます。

9 どんなときに「納税の猶予」が適用されるか

- 1) 納税者はもちろん、家族が病気やケガで多大な出費があったときやそのため休業したときは適用の要件に入ります。(通則法46条2項2号、地方税法15条1~2)
- 2) 『著しい損失』があるとき、またそれらに『類する事実があったとき』も要件に該当します。売上が大幅に落ち込んだときは該当。(通則法46条2項、地方税法15条1~4)
- 3) さらに『類する事実があったとき』とは具体的に次のことを指します。
 - ① 親会社からの仕事が大幅に減った
 - ② 売掛金が回収困難になった
 - ③ 市場悪化で従前に比べ売上減少となった
 - ④ 取引先が廃業したなどのときにあたります。(通則法精解、S45通達)
- 4) その際①仲間とよく相談し②無理のない分納計画を立て③説明できる資料を用意し④必ず仲間と提出しましょう。

10 「納税の猶予」を出すときは担保が必要だといわれましたが

- * 猶予金額が50万円以下は必要ありません。(実務的には100万円以下)
- * 50万円以上の場合でも、担保をつける事ができない『特別の事情』があるときは必要ありません。(国税通則法46条5項)
- * 『特別の事情』とは担保を設定したために事業の資金繰りなどで支障がある時とか、最低限の生活を維持する上で支障があるときをいいます。ほとんどの納税者は該当すると思いますので主張をしましょう。(昭和45年・国税庁長官通達から)

11 差押えにあった時は「換価の猶予」を提出……「10の対策」⑥

- * 「換価の猶予」は滞納者が差押えにあった場合、財産の換価(金銭に換える)を猶予する制度で、猶予期間は1年です。
- * 「換価の猶予」は職権でおこなわれるので申請書はありません。請願書か「お願い文書」で意志を伝えます。
- * 「滞納になっているが差押えはされていない」とき…換価の猶予はできます。「納税の猶予」より受理されやすい傾向があります。

12 「換価の猶予」の要件は?……「10の対策」⑥

- 1) 要件に『納税について誠実な意志を持っていること』とあります。これは滞納者が滞納金を優先的に納付しなければならないと認識していること。
- 2) 要件は次のいずれかに該当する場合です。
 - ① 差し押さえた財産を換価することで、事業の継続又は生活の維持ができなくなる。
 - ② 財産をすぐに換価しない方が、今ある滞納金や税金を徴収する上で徴収側が得するとき。(徴収法151条、地方税法15条5)
- 3) 「事業の継続困難」とは換価によって事業ができなくなる恐れがある場合。「生活の維持困難」とは生計費程度の収入もできない場合。(S45通達)
- 4) 担保を求めることができるのは「納税の猶予」の場合と同じです。

13 「納税の猶予」「換価の猶予」のメリット……「10の対策」⑦

- 1) 「滞納処分の執行停止」以外は延滞金がゼロになるわけではありません。納税緩和措置の大きなメリットは

延滞税を減らすことができます。

- 2) 「納税の猶予」が認められるとそれに対応する延滞税(14.6%)が半分(1/2 免除)の 7.3%になります。(通則法 63 条 1 項、地方税 15 条 9)
- 3) 1/2 免除とは 7.3%ですが租税特別措置法 94 条 2 項によって、免除率が 10.5%となります。したがって 4.1%の延滞税に減らすことができます。
- 4) 災害や病気による(通則法 46 条 2-1, 2 に該当する)ときや不渡手形や不良債権発生するとき(通則法 46 条 2~5 に該当)は延滞税が全額免除される。【租税特別措置法 94 条 3 項】

14 「納税の猶予」も「分割納」も変わらないのでは……「10の対策」⑦

* 確かに「納税の猶予」が認められても分割で納めなければならないので、双方の差はないように見えますが、大きなちがいがあります。

- ① 同じ分割でも延滞税が半額(あるいは全額)になります。
- ② 突然の差押えや分割額の上乗せは勝手にできません。

* 税務署や行政は「事実上の猶予」ということで分割納付(契約書付)を勧めます。これは処理手続きが面倒なため(延滞税が伴う)滞納処理を簡単に済ませようとするもの。

15 延滞金全額免除の申し立てをしてみよう……「10の対策」⑦

* 通達では延滞税の「納付が困難と認められるもの」(通則法 63 条の 3)とは次のような条件の時です。

- ① 「納税者の所有する財産が事業の継続または生活の維持に最小限度必要なもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合」(国税通則法 63 条-納税の猶予等の場合の延滞税の免除から)

* さらに、納税者の事業または生活の状況によりやむを得ない理由があるときは延滞金を免除できるとありますので主張してみましょう。(地方税 15 条 9-2- 二)

* 財産状況が著しく不良で地方税・国税を軽減または免除しなければ『その事業の継続又は生活の維持が困難になると認められた場合でそれが軽減又は免除されたとき』は延滞金を免除できるとあります。(地方税 15 条 9-2- 一)

* 滞納額に相当する差押えがされているとき、又は担保を提供しているときは延滞税は軽減されます。(通則法 63 条の 5)

16 差押えに関する滞納者の保護規定……「10の対策」⑧

1) 滞納処分の差押えと言っても、制限・制約があります。差押えは督促状が出てから原則として 10 日後。(徴収法 47 条)

2) 滞納額を超える財産相当額は差押えをしてはいけません。

3) 滞納金に優先する財産、たとえば抵当権等で担保されている財産があるとき、その債権額が多額でその物件を換価しても滞納金の配当が明らかに見込めない財産の差押えは禁止されています。(徴収法 48 条)…実際はほとんど無視されています。

4) 通達では財産の選択について「滞納者の生活の維持又は事業の維持に与える支障」あるものには十分留意するとあります。(国税徴収法基本通達 47-17)

5) 一定部分の給与差押え禁止額が定められています……最低生活費+体面維持費+住民税+所得税額は差押えできません。(徴収法 76 条)

(これで計算すると 3 人家族で 300 万円の給与をもらっている人は 5 万円しか差押えできません)

6) 税務運営方針(昭和 51 年国税庁)では滞納整理の項で「……拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分がおこなわれる事がないよう配慮する」とあります。ましてや憲法で保障された『人間の尊厳を保障した生存権』を主張しましょう。

17 「滞納処分の執行停止」について……「10の対策」⑨

* 債務超過・税金滞納の事業者を救済する非常手段が「滞納処分の執行停止」です。(徴収法 153 条、地方税法 15 条 7)

* 憲法 16 条と請願法によって請願書を提出します。

* 「滞納処分の執行停止」の要件は

- ① 納税者に滞納処分の対象となる財産がないとき。
滞納処分を執行することにより生活が著しく急迫するおそれがあるとき
- ② 所在及び財産が不明のとき

* 『生活が著しく急迫』とは滞納者が生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れがある場合(S45 通達)



* 執行停止が3年間継続したときはゼロになります。(徴収法 153 条 4、地方税 15 条 7)

18 生存権的財産があっても納税緩和措置は使えるか……「10の対策」⑩

- * 日常生活のための常識的な範囲の土地・建物・車などは生存するための基礎であり、生産・営業のためも同様の権利があります。
- * 憲法 29 条 2 項の「公共の福祉に適合する」に合致するならば、生存権的財産や生産のための財産は当然保護されるべきです。
- * これらは売却を前提とするものではなく、その意味で**商品的価値や評価はゼロ**です。滞納者の多くは生存権的財産を除くと債務超過となりほとんどは滞納処分の執行停止の要件を満たすことになります。(立正大・浦野教授著書より)

19 地方税の滞納整理専門の回収機構とは?

- 1) 市町村が地方税、固定資産税、国保税などの滞納回収を新たな回収機構(知事が認可などがあります)を作って徴収強化にあたっています。茨城県から始まり(全市町村が加入)各地で整理回収専門の機構(団体)を作っています。
- 2) 『整理回収機構』は強権的です。市町村が滞納者に「支払わなければ回収機構にまわす」と脅かしながら実態を無視した整理を進めています。
- 3) 地方税法 48 条が改悪され、市町村の依頼で**県が直接滞納の整理回収**ができるようになってきました。『整理回収機構』は「いったんここに回ってくれば、差押え回収を進める」ことが先決で分納は認めないのが現状です。

20 地方の徴収が強行しています

- * 「三位一体」の危機感から『滞納額を減らせ!』が至上命令となり、若い職員などに税法を教えることなく、差押え現場を見ながら身体で覚えさせるようにしています。
- * 徹底した成果・成績主義(件数と金額)
- * 特定の悪質滞納者に限られるべき強制手段が全滞納者に普遍化している。



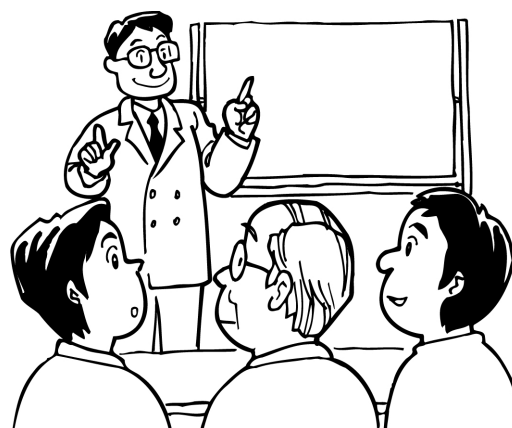
21 滞納で困っている人はいないでしょうか?

- * 滞納している業者や分割で納得している業者はどうにもならなくなったときでなければあまり相談に来ません。
- * 滞納は仕方がないと考えがちです。「滞納しても権利がある」ことの学習会が絶対に必要です。納税者に権利意識がなければ滞納に対する要求も表面に出てきません。班会での話し合いや支部・民商での学習会が大切です。

22 要求解決の原則を大切に

- * 「要求あるものが運動の先頭に立てる」ようにするのが民商運動の基本です。そのためにも権利をよく学習し、『商工新聞』もよく読みましょう。
- * 税制度の改善がなければ滞納問題の根本的な解決はできません。その意味で要求解決の請負は次の滞納問題を発生させます。

(埼商連税対部資料より)



この資料をテキストに、おおいに学びましょう。

納税者の権利を主張できる憲法と法律

《憲法》

前文

…そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

第 11 条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 13 条【個人の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条【法の下での平等】

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 25 条【国民の生存権、国の社会保障的義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 29 条【財産権】

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

第 30 条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 99 条【憲法尊重擁護の義務】

…公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

《税務運営方針》

【各事務の重点事項】の滞納整理関係では。

…なお、「租税の徴収に当たっては、第三者の権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分がおこなわれる事がないよう配慮する」

《国税通則法》

第 46 条（納税の猶予の要件等）

2 税務署長等は、次の各号の一に該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

1. 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。
2. 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
3. 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
4. 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
5. 前各号の一に該当する事実^{に類する事実}があったこと。

4 …その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 …その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 …やむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、…2年をこえることができない。

第48条（納税の猶予の効果）

1 …その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分をすることができない。

2 …その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

第63条（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）

1 …（納税の猶予）（滞納処分の停止）（換価の猶予）に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。

3 …その納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

2. 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

5 …滞納…を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は…担保の提供を受けた場合には…期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。

《国税徴収法》

第47条（差押の要件）

1 次の各号の一に該当するときは、…滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

1. 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

第48条（超過差押及び無益な差押の禁止）

1 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

第151条（換価の猶予の要件等）

1 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年をこえることができない。

1. その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

2 …前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

第152条（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

国税通則法第46条（分割納付等）、第47条（猶予の通知等）、第49条（猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。同法第46条「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

第153条（滞納処分の停止の要件等）

1 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
2. 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3. その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

- 3 税務署長は、…差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 …その他その国税を徴収することができない…ときは、税務署長は、…その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

《地方税法》

第 15 条 1（徴収猶予の要件等）

地方団体の長は、…その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、…その者の申請に基き、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

1. 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
2. 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
3. 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
4. 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
5. 前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき。

第 15 条の 2-3（徴収猶予の効果）

…第三債務者等（国税徴収法第 27 条第 1 項に規定する第三者等をいう）…

参考：国税徴収法第 27 条(質問検査権) 税務公務員は、滞納処分を執行する場合において差し押さえる財産の所在又は数量を知ろうとするときは、次の各号の 1 に該当する者に対して質問し、又は帳簿・書類その他の物件を検査することができる。

1. 滞納者
2. 滞納者と取引関係がある者
3. 滞納者の財産を占有する者
4. 滞納者と債権・債務関係がある者
5. 滞納者が株主又は社員の法人
6. 滞納者の法人の株主又は社員

第 15 条の 5（換価の猶予の要件等）

1 地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合…その者が…誠実な意思を有すると認められるときは、…滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、…1年をこえることができない。

1. その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生者の維持を困難にするおそれがあるとき。
2. その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る…徴収金…又は…他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

第 15 条の 7（滞納処分の停止の要件等）

1 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
2. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- 2 地方団体の長は、…滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、…滞納処分の…停止に係る…差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 …滞納処分の執行…停止が3年間継続したときは、(租税の納税義務は)消滅する。

第15条の9 (納税の猶予の場合の延滞金の免除)

- 1 …徴収の猶予若しくは換価の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。…
- 2 …徴収の猶予又は…換価の猶予をした場合において、…次の各号の一に該当するときは、…その猶予をした地方税に係る延滞金につき、…納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

2. …事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

第16条 (担保の徴取)

換価を猶予する場合…その猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第18条 (地方税の消滅時効)

…徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

《地方自治法》

第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第231条の3-3 (督促、滞納処分等)

…納付すべき金額を納付しないときは、…地方税の滞納処分の例により処分することができる。…

《国民健康保険法》

第1条 (目的)

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (国及び都道府県の義務)

- 1 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。
- 2 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

第9条 (届出等)

- 3 市町村は、保険料(国民健康保険税を含む)を滞納している世帯主が、…当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

第76条 (保険料の徴収義務)

保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、…保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

第77条 (保険料の減免・猶予)

保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

第79条の2 (滞納処分)

市町村が徴収する保険料…は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。(滞納処分は地方税法による)

第80条 1-2 (滞納処分)

前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第231条の3第3項前段及び第10項の規定を準用する。